

いのちと 人権を守る

中瀬奈都子弁護士に聞く

聞き手・武田力(編集部)

選択を

間近に迫った総選挙。
コロナ禍で明らかになった諸問題を解決し、
いのちと人権を守る政治へ切りかえるには?

中瀬奈都子弁護士(神奈川・川崎合同法律事務所)に聞きました。

私

(神奈川民医連)の監事を務めています。コロナ禍のもと、医療・介護従事者の皆さんのがいのちを守るために奮闘する姿に尊敬の念を強くしています。

一方で政府はこの1年余り、一體何をしてきたのでしょうか。医療や検査の体制が十分に整わないと

めに、入院できずに亡くなる患者さんが出ています。ワクチン接種率は世界から大きく立ち遅れ、希望者全員に行き渡る見通しも立つていません。

オリンピックやG.O.T.O.キャンペーンにしがみつき、いのちよりも経済を優先するかのような姿勢が、救えるいのちも救えない事

態を生んでいます。

人権制約は最後の手段

政府の感染拡大防止策は、あまりにお粗末です。緊急事態宣言下で、規模に関係なく一律に休業を迫る一方で、それに見合った十分な補償はしない。休業を強制するのは生活の糧を奪うものであり、人権制約は最後の手段です。保健所やPCR検査体制の構築など、先にやるべきことがあります。

「緊急事態条項」を加えようといふ動きが出ています。政府に強い権限を与えて、災害や感染症などに迅速に対応できるようにすべき

との主張です。しかし、昨年3月の全国一斉休校やアベノマスクといった安倍政権の独断措置が、かえって混乱を招いたことは記憶に新しいでしょう。いのちや人権を軽んじる政権に権力を集中させれば、権力濫用の危険性が極めて高いと言わざるを得ません。

主権者は私たち

菅政権発足直後に日本学術会議の任命拒否問題が起きました。今のは基本的に説明責任を果たさず、何でも隠そうとしますよね。そのような態度や政治のありようが民主主義を傷つけ、国民の信頼を損ねています。それはコロナ禍で浮き彫りになった問題が、次の展望を切り開くためのヒントも与えてくれています。

例えば、コロナ禍はまったく予見できなかつたかといえば、そん

憲法を生かして

民医連職員の皆さんは、患者さんや利用者さんの困難に日々直面していると思います。皆さんの活動そのものが憲法25条の生存権を守る取り組みです。私も弁護士として、人生に寄り添う仕事を一緒に頑張つていています。

政治に対しても声をあげるのはハーダルが高いという方は、本当に小さなことからでいい。共感した意見や記事をツイッターでリツイートしたり、フェイスブックで「いいね!」を押したり。最近はネット署名もありますよね。

憲法が保障する個人の尊厳が守られ、みんなが自分らしく健康に生きていけるように、一緒に力を合わせましょう。



中瀬 奈都子
(なかせ・なつこ)

2011年12月、弁護士登録。神奈川・川崎合同法律事務所に所属。自由法曹団神奈川支部事務局次長、川崎医療生協(神奈川民医連)監事など。共著に『あなたの福島原発訴訟』(かもがわ出版)『いまこそ知りたい!みんなでまなぶ日本国憲法(全3巻セット)』(ボプラ社)

撮影・酒井 猛